

地域振興県土警察常任委員会資料

(平成25年5月21日)

- 1 米子ー羽田線の期間限定増便及び機材大型化について【交通政策課】・・・1ページ
- 2 香港EGLツアーズによる夏季の大規模連続チャーター便について
【交通政策課】・・・2ページ
- 3 鳥取市からの鳥取駅前駐車場用地売却の申出への対応について
【交通政策課】・・・別冊
- 4 私立中学校・高等学校における体罰の実態把握調査の結果について
【教育・学術振興課】・・・3ページ
- 5 鳥取環境大学理事長(学長)の選考について【教育・学術振興課】・・・4ページ

地 域 振 興 部

米子ー羽田線の期間限定増便及び機材大型化について

平成25年5月21日
交通政策課

5月9日、ANAより6月以降の運航ダイヤの一部変更が示され、米子ー羽田線において、期間限定での増便及び機材の大型化が実施されることとなりました。

1 増便の概要

- (1) 期間 平成25年10月1日(火)～26日(土)
- (2) 区間 米子～羽田
- (3) 便数 1便増便(1日5便→6便)
- (4) 機材 B737-800(※10月10～12日はB767で運航)
- (5) ダイヤ

便名	羽田発	米子着	便名	米子発	羽田着
811便	06:50	08:05	812便	07:15	08:35
813便	10:15	11:35	814便	09:00	10:20
991便	12:55	14:15	816便	12:25	13:50
815便	14:45	16:05	992便	15:45	17:10
817便	18:25	19:45	818便	17:20	18:45
819便	20:05	21:25	820便	20:45	22:05

- (6) 効果 羽田発については、これまで4時間以上空いていた第2便(10:15発)と第3便(14:45発)の間に増便され、利便性が向上する。

2 機材大型化の概要

- (1) 期間 平成25年6月1日(土)～10月26日(土)
- (2) 区間 米子～羽田
- (3) 機材 1日5便中2便を大型化(羽田発813便/815便)、(米子発816便/818便)
現状のB737-800をB767に機材大型化(100席程度増加)

3 増便等に対応した利用促進

羽田空港内レストランと連携した県産食材PRに合わせた路線PRやANAと連携した「うっとり鳥取キャンペーン」の実施など首都圏向けの情報発信を継続するとともに、鳥取県観光連盟やWEB系旅行会社と連携して県内空港を利用した山陰向け旅行商品の造成を首都圏旅行会社に働きかけるなど、誘客対策を強化する。

香港EGLツアーズによる夏季の大規模連続チャーター便について

平成25年5月21日
交通政策課・国際観光推進課

平成25年5月15日(水)、香港の香港EGLツアーズ旅行社(袁文英社長)が来県され、今年度夏季における米子鬼太郎空港と香港国際空港間での大規模な連続チャーター便の実施について、知事に具体的な催行内容等が伝えられるとともに、県との間で実施成功に向けた協定書への調印式が行われました。

夏季チャーター便の概要(インバウンドチャーター)

(1) 実施予定時期 : 平成25年7月16日(火)～8月31日(土)の間、24往復。

<詳細日(細部は現在調整中)>

7月16日(復路回送)、7月18日(復路回送)、7月20日、7月22日、7月24日、7月26日、
7月28日、7月30日、8月01日、8月03日、8月05日、8月07日、8月09日、8月11日、
8月13日、8月15日、8月17日、8月19日、8月21日、8月23日、8月25日、8月27日、
8月29日(往路回送)、8月31日(往路回送)

(2) 離発着空港 : 香港国際空港 → 米子鬼太郎空港(17:00)
(時間帯は調整中) 米子鬼太郎空港(18:30) → 香港国際空港

(3) 運航会社・機材 : 香港航空(A320-200 ※174人乗)

(4) ツアー催行会社 : 香港EGLツアーズ(董事総経理: 袁文英(うえん まんいん))

<香港EGLツアーズ概要>

- ・1986年創業。訪日団体旅行の取扱は香港で最大であり、全体の約6割を占める。
- ・日本への送客実績 H22:16万人、H23:14万5千人(JTBからの間取)
- ・東日本大震災後いち早く訪日ツアーを再開する等日本の観光復興にも精力的に支援

<ツアー概要>

4泊5日の旅行を22ツアー催行(※団体ツアー及び個人ツアーを実施予定)

<団体ツアー行程例>

・白壁土蔵群/二十世紀梨記念館(倉吉) → 鳥取砂丘/砂の美術館(鳥取市) → 大阪
→ 岡山 → 鬼太郎列車/水木しげるロード(米子市) → 日吉津AEON(日吉津)

(5) 来訪見込予定数 : 最大3,828人

<調印式の概要>

- (1) 目的 : 今夏季に実施予定の大規模連続チャーター便の運航成功に向け、香港側の訪日・鳥取旅行の促進並びに鳥取県側の観光業及び地域の発展について双方で努力することを互いに確認するため。
- (2) 日時 : 平成25年5月15日(水) 10:00～10:50
- (3) 場所 : 知事公邸第一応接室
- (4) 調印者 : 香港EGLツアーズ董事総経理 袁文英、鳥取県知事 平井伸治
- (5) 袁文英董事総経理の発言

- ・鳥取県は観光資源が豊かであり、人情もすばらしい。
- ・今回のチャーター便を成功させ、来年・再来年とチャーター便を続けていきたい。

私立中学校・高等学校における体罰の実態把握調査の結果について

平成25年5月21日
教育・学術振興課

平成24年度中の体罰の実態把握について、文部科学省からの依頼で各私立中学校・高等学校が生徒・保護者・教職員を対象に調査を実施し、当課で集計の上、4月25日に文部科学省へ報告しました。

調査結果の概要は下記のとおりです。

記

区 分		件数 (人数)	
1	把握件数	6 (中1、高5)	
2	被害を受けた生徒数	6 (中1、高5)	
3	場面	部活動	4
		休み時間	1
		その他	1
	場所	運動場・体育館	3
		廊下・階段	1
		その他	2
4	体罰の態様	素手で殴る	4
		棒などで殴る	1
		蹴る	1
5	被害の状況	被害なし	4
		打撲 (頭)	1
		その他	1
6	体罰事案の把握のきっかけ (複数回答可)	生徒の訴え	4
		教員の申告	4
		第三者の報告	1
7	体罰事案の把握の手法 (複数回答可)	当事者教員	6
		被害生徒	3
		保護者	3
		その他教員	1

〔参考〕

- ・調査方法・・・生徒・保護者・教職員へのアンケート調査により把握
- ・調査時期・・・平成25年2月～4月
- ・調査実施校・・・県内私立中学校・高等学校 (9校)

〔今後の対応〕

体罰禁止の徹底を改めて各学校に要請するとともに、体罰をなくす取り組みを進めていただくための情報提供や助言などを行っていく。

鳥取環境大学理事長（学長）の選考について

平成25年5月21日
教育・学術振興課

現鳥取環境大学理事長（学長）の任期が平成25年度末までであることから、下記のとおり次期理事長候補者の選考を行うこととしております。

1 現理事長の任期

平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年間

※現理事長の任期は、公立大学法人の設置後の最初の学長であり、定款の特例規定により2年間となっています。

2 選考方法及び日程

(1) 学長選考会議（地独法第71条、定款11条）

学長となる理事長を選考するため設置される会議で、委員は下記の6名です。

（経営審議会から推薦された委員）

河原副理事長（前鳥取県統轄監）

田中理事兼事務局長（鳥取市派遣）

林田委員（元文化庁長官）

（教育研究審議会から推薦された委員）

高橋副学長（元一橋大学経済学部長）

岡田環境学部長（元鳥取大学地域学部長）

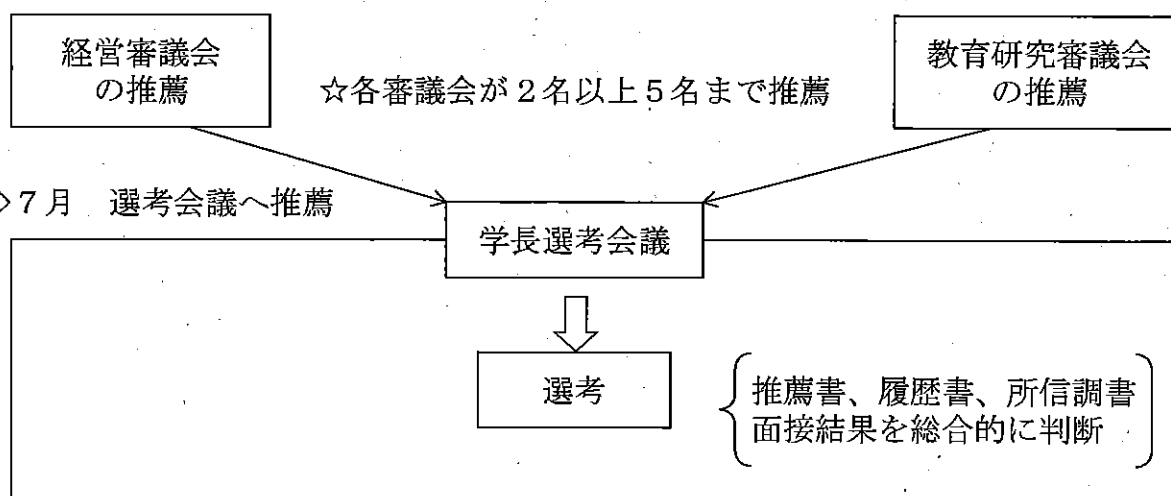
常田委員（鳥取県中小企業団体中央会会長）

(2) 学長となる理事長の任期

4年（再任された場合は2年として、引き続き6年を超えて在任できない。）

(3) 学長となる理事長選考の流れ

◇4月～5月 両審議会に学長候補者の推薦依頼



◇7月 選考会議へ推薦

◇10月 設置者への申出

◇26年4月 設置者から任命

地方独立行政法人法（平成十五年七月十六日法律第百十八号） 抜粋

（理事長の任命の特例等）

- 第七十一条 公立大学法人の理事長は、当該公立大学法人が設置する大学の学長となるものとする。ただし、定款で定めるところにより、当該公立大学法人が設置する大学の全部又は一部について、学長を理事長と別に任命するものとするができる。
- 2 前項の規定により大学の学長となる公立大学法人の理事長（以下この章において「学長となる理事長」という。）の任命は、第十四条第一項の規定にかかわらず、当該公立大学法人の申出に基づいて、設立団体の長が行う。
- 3 前項の申出は、学長となる理事長が学長となる大学に係る選考機関（学長となる理事長又は第五項に規定する学長を別に任命する大学の学長をこの項又は第五項の規定により選考するために、定款で定めるところにより公立大学法人に当該公立大学法人が設置する大学ごとに設置される機関をいう。以下この章において同じ。）の選考に基づき行う。この場合において、学長となる理事長で二以上の大学の学長となるものの任命に係るこれらの大学に係る選考機関の選考の結果が一致しないときは、前項の申出は、定款で定めるところにより、これらの選考機関の代表者で構成する会議の選考に基づき行う。
- 4 選考機関は、公立大学法人が設置する大学ごとに、第七十七条第一項に規定する経営審議機関を構成する者の中から当該経営審議機関において選出された者及び同条第三項に規定する教育研究審議機関を構成する者の中から当該教育研究審議機関において選出された者により構成するものとする。

鳥取環境大学定款 抜粋

（理事長の任命）

- 第11条 理事長の任命は、法人の申出に基づき、鳥取県知事及び鳥取市長が協議の上行う。
- 2 理事長は、大学の学長となるものとする。
- 3 第1項の申出は、学長となる理事長を選考するため設置される会議（以下「学長選考会議」という。）の選考に基づき行う。
- 4 学長選考会議は、委員6人で組織し、次に掲げる委員各3人をもって構成する。
- (1) 第14条第2項第2号から第4号までに掲げる者の中から同条第1項に規定する経営審議会において選出された者
- (2) 第19条第2項第2号から第5号までに掲げる者の中から同条第1項に規定する教育研究審議会において選出された者
- 5 学長選考会議の委員には、現に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。
- 6 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 7 議長は、学長選考会議を主宰する。
- 8 第4項から前項までに定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。